

第43号議案

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例設定に
ついて

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例

八王子市災害り災者救護条例（昭和49年八王子市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（災害見舞金の支給）</p> <p>第4条 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しない災害により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 床上浸水（土砂の堆積等により一時的に使用できない状態となったものを含む。<u>第4項第3号において同じ。</u>） 1世帯につき2万円</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 災害救助法の適用基準に達する災害（市長が認めるものに限る。次項において同じ。）により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。</u></p> <p><u>(1) 全壊又は全焼 1世帯につき10万円</u></p> <p><u>(2) 半壊又は半焼 1世帯につき5万円</u></p> <p><u>(3) 床上浸水 1世帯につき2万円</u></p> <p><u>(4) 1月以上の入院治療を要する傷病 1</u></p>	<p>（災害見舞金の支給）</p> <p>第4条 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しない災害により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 床上浸水（土砂の堆積等により一時的に使用できない状態となったものを含む。） 1世帯につき2万円</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

人につき3万円

5 災害救助法の適用基準に達する災害により市が所有する土地から土砂が流出した場合において、当該土砂により住居に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。

- (1) 全壊 1世帯につき100万円
- (2) 半壊 1世帯につき50万円
- (3) 一部損壊であつて土砂の堆積により一時的に使用できない状態となつたもの 1世帯につき30万円

6 前項に規定する災害見舞金の支給を受ける市民に対しては、第4項第1号から第3号までに規定する災害見舞金は支給しない。

(償還等)

第15条 (略)

2 (略)

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(八王子市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第17条 第4条から第6条までの災害見舞金(住居への被害に係るものを除く。)及び災害弔慰金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、八王子市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員7人以内をもつて組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(支給等の制限)

第18条 (略)

(被害程度の認定)

(償還等)

第15条 (略)

2 (略)

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(支給等の制限)

第17条 (略)

(被害程度の認定)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

